

2019年2月21日

タイ：「同性婚」法案の今とこれから

アジア初への期待、現状と課題

アジア事業開発グループ
コンサルタント 中 澤

タイで「パートナーシップ法案 (Partnership bill)」が「閣議決定」された¹。アジアにおける LGBT²の権利保障をめぐるのは、昨年 11 月に台湾で行われた国民投票において、同性婚合法化が反対多数で否決されたことが記憶に新しい。そのような中で、一連の報道からは「アジア初の同性婚³」への期待感が強調されているように思える。

しかし、同法案の現状をタイの立法過程に即して検討すると、必ずしも成立が見込めるとは言えない状況にある。これまでの多くの報道では触れられていないが、通常、タイにおける閣議決定には 2 つの段階があり、今回の閣議決定は 1 回目の段階ではないかと考えられるためだ。図表は、タイの立法過程の基本的な流れを示す⁴。これをみると、各省庁局で作成された法案は内閣に提出された後、「閣議決定 (原則受理)」(1 回目)される。その後、法案は法制委員会に送られ、パブリックコメント等を含む法案審査を経て、改めて内閣における「閣議決定 (承認)」(2 回目)を受けなければならない。

同法案の場合、作成を担当する省庁局は法務省権利・自由擁護局 (RLPD) である。省庁局から内閣へ提出される前に、公聴会等が開催される場合もある。実際、昨年 11 月には、バンコク、チェンマイ、アユタヤ、コーンケン、ハートヤイで同法案に関する公聴会が開催された。その後、昨年末の「閣議決定 (原則受理)」を経て、去る 1 月 23 日までは法制委員会ウェブサイト上でパブリックコメントが募集されていた。

現地メディアでは、内閣におけるプロセスが全て完了したかのような記事も少なくないが、実際には昨年末の閣議決定は「閣議決定 (原則受理)」にすぎないと指摘する記事もあ

¹ Bangkok Post “Cabinet endorses civil partnership bill” (2018 年 12 月 25 日付)

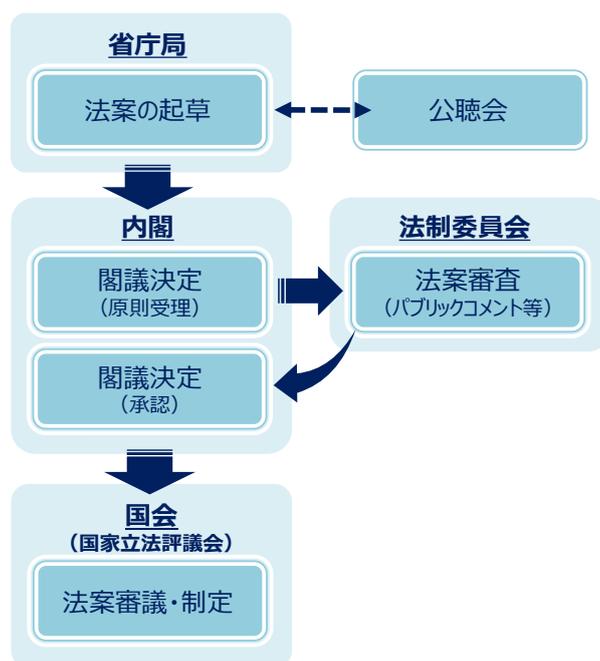
² レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシャル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) の頭文字をとったもので、性的少数者の総称として用いられる。性的少数者の中には性分化疾患 (Intersex) やクィア (Queer)、クエスチョニング (Questioning) 等、多様な人々が存在するため、LGBTI や LGBTIQI が望ましいとする見方もあるが、本稿ではこの点を踏まえた上で、LGBT を「性的少数者」の意で使用する。

³ 同法案は、正確には同性婚ではなく、婚姻とは異なる形で結婚に準ずる権利を認めるもので、成立すればタイはアジアで初めて同性間の関係を法的に認める国となる。

⁴ 飯田順三・今泉慎也 (2012) 「第 2 章 タイの法案起草過程の改革」『タイの立法過程：国民の政治参加への模索』日本貿易振興機構アジア経済研究所、pp. 75-120

る⁵。また、閣議決定は2回行われるのが通常であることを踏まえると、現状、同法案は法制委員会における法案審査の段階にあると考えるのが妥当だろう⁶。成立までには、この先も「閣議決定（承認）」と、国会に相当する国家立法評議会（NLA）の審議が残されていることになる。

図表：タイの立法過程の基本的な流れ



出所：飯田・今泉（2012）を基に大和総研作成

おそらく法案成立までの最大の課題は、NLA を通過できるかどうかという点にある。NLA は、軍事政権下に設置される暫定国会だ。議員の過半数は退役・現役の軍人で保守派が多く、伝統的家族制度を重視することで知られている。同法案についても、財産や相続に関する権利については明文化されたようだが、養子や代理母出産が認められていない背景には、保守派を中心とした反対勢力への配慮があったとみられる。

さらに、この段階に来て一部の LGBT アクティビストが同法案に反対していることも、法案の成立にとってのハードルだ。アクティビストは、同法案が同性愛者の結婚と完全に同等の権利を認めたものとならなかったことを強く批判しており、このような動きが昨年末以来、現地メディアで数多く取り上げられている⁷。

⁵ The Nation “Equal marriage rights ‘still a dream’ ” (2019年1月2日付)

⁶ 但し、タイの立法過程は複雑で、実際には複数のルートを行ったり来たりすることがある。

⁷ The Nation “New partnership bill ‘does not give everybody equal rights’ ” (2018年11月30日)、

しかし、同性婚と「パートナーシップ法」は似て非なるものである点には注意が必要だろう。前者は同性愛者にも異性愛者の結婚と同等の権利を認めるもので、これまでも伝統的な家族観の強い国ではことごとく反対にあってきた。後者は、そのような中で新しい家族の在り方を模索する試みでもあった⁸。この模索は、今から 30 年前、1989 年のデンマーク「登録パートナーシップ法」にまで遡る。現在は同性婚を認めるフランスでも、1999 年の「連帯市民協約 (PACS)」から 2013 年の同性婚合法化までに 14 年もの時間を要している。2016 年にイタリアで「シビル・ユニオン」が認められた（つまり、同性婚は認められなかったということだが）のも、このような流れの中に位置づけることができる。欧州の事例から考えると、タイの同法案が異性愛者の結婚と完全に同等の権利を認めるものでなかったとしても、それは決して妥協や敗北ではなく、家族の多様性を尊重する（結婚とは別の）制度化の模索、その成功と捉えることもできる。LGBT が形成する家族の多様性を想像すれば、現法案にも多くの希望を見いだすことができよう。

2014 年から軍主導の暫定政権が続くタイでは、現在、何よりも法案の成立を優先させる「戦略」が有効と思われる局面にあると指摘できる。現政治体制下では、通常の議会時よりも立法化が容易な状況となっているからだ。暫定議会には政党が存在しないため、政党間の対立の影響や政党と結びついた利益団体の圧力を受けることがない。官報データベースの分析でも、1970 年代半ばの民主化期、1992 年 5 月の政変後、2006 年クーデター後の暫定議会において、立法数が顕著に増加していたことが明らかとなっている⁹。言い換えれば、通常の議会政治に戻った後では、法案成立は現状に比べて困難となる可能性が高い。

NLA の今会期中における法案成立が危うくなってきたことを前提とすれば、同法案の今後は、次の機会が訪れる次期政権下での動向に左右される。タイが「アジア初の同性婚」を認めることになるかどうかは、民政復帰に向けた総選挙が予定される 3 月 24 日に一つの分岐点を迎えるといえよう。しかし、過去のタイにおける総選挙実施後の度重なる政治的混乱を踏まえると、総選挙後に政党間の駆け引きから逃れて個別法案に関する建設的な議論が進むとは思えない。タイに再び政治的安定が取り戻されるまで、同法案の求心力を維持することは政治的・社会的に難しくなるだろう。

—以上—

“Activists fight for marriage equality on three fronts” (2018 年 12 月 5 日付)、 “Partnership bill may still not pass NLA” (2018 年 12 月 27 日付)

⁸ 名称には統一されたものが存在せず、各国・地域の制度ごとに異なる。

⁹ 今泉慎也 (2012) 「第 1 章 タイの立法過程の構造と特徴」『タイの立法過程：国民の政治参加への模索』日本貿易振興機構アジア経済研究所、pp. 29-74